

兵庫県公報

平成24年6月12日 火曜日 第2396号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 国土調査の成果の認証（同）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 道路法に基づく県道管理の協議に係る同意（道路保全課）	10
○ 道路の区域の変更（同）	10
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	10
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（市町振興課）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○ 落札者等の公示（管理課）	12
○ 同 上（県立工業技術センター）	12
○ 随意契約の相手方等の公示（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
辞 令	
○ 塚本 哲夫	15
人事委員会告示	
○ 平成9年兵庫県人事委員会告示第1号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部改正	15
警察本部公告	
○ 入札公告	15

告 示

兵庫県告示第743号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 塩崎土地改良区
退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	萩 原 孝	姫路市飾東町塩崎227番地
同	福 本 光 良	同 市飾東町塩崎429番地 3
同	井 上 敏	同 市飾東町塩崎890番地
同	酒 井 和 男	同 市飾東町塩崎481番地
同	菅 原 清	同 市飾東町塩崎416番地 2
同	菅 原 正 弘	同 市飾東町塩崎425番地 2
同	萩 原 敏 郎	同 市飾東町塩崎439番地
同	小笠原 利 信	同 市飾東町塩崎472番地
同	小笠原 裕 之	同 市飾東町塩崎81番地 2
同	上 村 育 男	同 市飾東町塩崎885番地
監 事	中 島 敏 彦	同 市飾東町塩崎456番地
同	小笠原 康 良	同 市飾東町塩崎216番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	菅 原 正 弘	姫路市飾東町塩崎425番地 2
同	福 本 光 良	同 市飾東町塩崎429番地 3
同	中 西 豊	同 市飾東町塩崎489番地
同	中 西 博 文	同 市飾東町塩崎887番地 1
同	小笠原 利 信	同 市飾東町塩崎472番地
同	萩 原 猛	同 市飾東町塩崎593番地 2
同	澤 田 泰 法	同 市飾東町塩崎113番地
同	藤 田 三 郎	同 市飾東町塩崎75番地
同	福 本 義 信	同 市飾東町塩崎491番地
同	芳 賀 俊 幸	同 市飾東町塩崎875番地 2
監 事	小笠原 裕 之	同 市飾東町塩崎81番地 2
同	藤 田 雄 三	同 市飾東町塩崎223番地
2 小多利土地改良区		
退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	吉 見 利 久	丹波市春日町小多利321番地
同	村 田 文 夫	同 市春日町小多利101番地 5
同	由 良 保 紀	同 市春日町小多利190番地
同	由 良 亨	同 市春日町小多利70番地 1
同	中 井 貞 治	同 市春日町小多利439番地
同	藤 田 充	同 市春日町池尾 8 番地
同	三 井 信 弘	同 市春日町多利276番地 1
監 事	由 良 喜一郎	同 市春日町小多利88番地
同	矢 野 友 洋	同 市春日町多利795番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	吉 見 利 久	丹波市春日町小多利321番地
同	勝 野 裕 之	同 市春日町池尾89番地
同	由 良 保 紀	同 市春日町小多利190番地
同	赤 井 勝	同 市春日町小多利505番地 3
同	三 村 均	同 市春日町小多利185番地
同	勝 野 隆	同 市春日町池尾30番地
同	三 井 信 弘	同 市春日町多利276番地 1
監 事	由 良 亨	同 市春日町小多利70番地 1
同	矢 野 友 洋	同 市春日町多利795番地



兵庫県告示第744号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成24年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
春日町多田土地改良区	平成24年 5月22日



兵庫県告示第745号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成24年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成21年7月から平成24年1月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字佐野の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
大字佐野の一部
- (5) 認証年月日
平成24年5月29日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
豊岡市
- (2) 調査を行った期間
平成21年7月から平成24年1月まで
- (3) 成果の名称
豊岡市（大字戸牧の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
大字戸牧の一部
- (5) 認証年月日
平成24年5月29日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
たつの市
- (2) 調査を行った期間
平成22年8月から平成24年1月まで
- (3) 成果の名称
たつの市（大字龍野町島田の一部(1)）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
大字龍野町島田の一部
- (5) 認証年月日
平成24年5月29日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
たつの市
- (2) 調査を行った期間
平成22年8月から平成24年1月まで
- (3) 成果の名称
たつの市（大字御津町中島の一部(8)(9)及び御津町碓岩の一部(1)）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域

- 大字御津町中島の一部及び大字御津町碓岩の一部
- (5) 認証年月日
平成24年5月29日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
西脇市
- (2) 調査を行った期間
平成22年8月から平成24年1月まで
- (3) 成果の名称
西脇市（野村町の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
野村町の一部
- (5) 認証年月日
平成24年5月29日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成20年11月から平成21年8月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市八木大久保Ⅱ（大字八木大久保の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
大字八木大久保の一部
- (5) 認証年月日
平成24年5月29日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成6年10月から平成17年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市灘城方（灘城方の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
灘城方の一部
- (5) 認証年月日
平成24年5月29日
- 8 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成7年10月から平成17年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市灘油谷（灘油谷の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
灘油谷の一部
- (5) 認証年月日
平成24年5月29日
- 9 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成9年7月から平成15年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市灘弘川（灘弘川の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域

灘弘川の一部

(5) 認証年月日

平成24年 5月29日



兵庫県告示第746号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市目坂字堀越172の1、字袋谷221、223、224の1、字桃ヶ坂426の1、字奥桃ヶ坂438、438の1から438の6まで、字向野466、467の1、468、471、471の1から471の6まで、479から482まで、484、498の1、501の1、520、字大平寺521、字尻柄586、586の2、字西ノ谷600の1、618の1から618の3まで、619、619の1、字コシキ谷667の1、667の2、667の4、字法事704の1、705の1、705の5、715の1、字角敷屋759、772、字下敷屋847の1（次の図に示す部分に限る。）、847の2

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第747号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市出石町中村字長坂209の2から209の6まで、209の12

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第748号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市出石町上村字エノミ44の7、45の9
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第749号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市出石町上村字エノミ44の3・44の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、45の6、45の7、45の10から45の32まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第750号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市出石町上村字エノミ44の1（次の図に示す部分に限る。）、45の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第751号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市出石町上村字柱谷199、199の2、210の1、210の3、210の4、212、232

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第752号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市出石町口小野字小糸谷39の1、39の4、40の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊

岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第753号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町木村字奥山20の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第754号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町木村字奥山16の1、17から19まで、19の1、19の2、21、22
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第755号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町木村字細谷23から26まで、27の1、28、29、30の1、31の1、32の1

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第756号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町佐々木字東山87の1、97の1、98
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第757号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市目坂字下敷屋847の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第17条第2項の規定により、明石市から協議があった県道の管理について、次のとおり同意した。

平成24年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	区 間	管理者	同 意 年月日	管理開始 年 月 日
県道 明石神戸宝塚線 県道 小部明石線	明石市大明石町1丁目2番1地先から 同 市大明石町1丁目1282番6地先まで	明石市	平成24年 5月24日	平成24年 6月12日



兵庫県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成24年 6月12日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 6 号	宝塚市平井6丁目41番から 同 市雲雀丘4丁目70番まで	旧	5.0から 13.0まで	426.0	
		新	12.0から 25.0まで	429.0	一部 予定地



兵庫県告示第760号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨東播磨県民局長から報告があった。

平成24年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
平成24年 6月20日（水）午後2時から午後3時まで
- 2 場所
加古川市加古川町寺家町天神木97—1 兵庫県加古川総合庁舎 5階会議室C
- 3 被聴聞者
商号又は名称 中山住建株式会社
代表者氏名 中山 清水
事務所所在地 明石市小久保3丁目1番地の13
免許番号 兵庫県知事(6)第400561号
免許年月日 平成19年 9月20日

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年 6月12日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム都道府県ネットワークの監視及び保守に係る委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
54,811,096円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(b)による。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年 6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市羽安町字中曾根332番1、353番、376番1、字大嶋385番3、385番19、387番1、387番2
多可郡多可町中区曾我井字沼571番、571番1、571番3、572番1、572番3
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市西淀川区佃五丁目7番43号
信和株式会社 代表取締役 西 山 吾 朗
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成23年 3月22日
兵庫県指令都計（開）第1－2号（22西脇・多可）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町中村字前田191番、214番1、215番の一部、216番の一部、214番1地先水路、214番1地先里道
同 市龍野町中村字寺東170番2、170番4、188番1の一部、189番、190番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市辻井一丁目2番22号
株式会社アカシカ住宅 代表取締役 赤 鹿 武
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成24年 5月28日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1－13－2号（23たつの）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 6月12日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
中型スクールバス 3台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年 5月17日
- 4 落札者の名称及び住所
いすゞ自動車近畿株式会社バス事業本部 大阪市西淀川区中島2丁目10番150号
- 5 落札金額
44,887,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年 4月 3日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 6月12日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
光機能素子作製・評価装置（未使用品） 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
- 3 落札者を決定した日
平成24年 4月27日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社日本レーザー 大阪市東淀川区東中島1-20-12
- 5 落札金額
26,932,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年 3月27日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年 6月12日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
MEMS描画システム（未使用品） 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地

兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

3 随意契約の相手方等を決定した日

平成24年 4月27日

4 随意契約の相手方等の名称及び住所

株式会社スカイサイエンス 神戸市北区藤原台北町1-1-4

5 随意契約に係る契約金額

85,470,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札公告をした日

平成24年 3月27日

8 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年 5月 3日政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年 6月12日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

MEMS露光システム（未使用品） 一式

2 契約に関する事務を担当する者の名称及び所在地

兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

3 随意契約の相手方等を決定した日

平成24年 4月27日

4 随意契約の相手方等の名称及び住所

株式会社スカイサイエンス 神戸市北区藤原台北町1-1-4

5 随意契約に係る契約金額

75,600,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 入札公告をした日

平成24年 3月27日

8 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年 5月 3日政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年 6月12日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

MEMSデバイス化検査システム（未使用品） 一式

2 契約に関する事務を担当する者の名称及び所在地

兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

3 随意契約の相手方等を決定した日

平成24年 4月27日

- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
株式会社スカイサイエンス 神戸市北区藤原台北町1-1-4
- 5 随意契約に係る契約金額
43,816,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成24年 3月27日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年 5月 3日政令第16号）第167条の2 第1項第8号による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年 6月12日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
集束イオンビーム加工装置（未使用品） 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
平成24年 4月27日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
島津サイエンス西日本株式会社 神戸市中央区伊藤町119
- 5 随意契約に係る契約金額
80,325,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成24年 3月27日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年 5月 3日政令第16号）第167条の2 第1項第8号による。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成24年 6月12日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 北 村 新 三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
電気・電子特性評価装置（未使用品） 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立工業技術センター 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
平成24年 4月27日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
株式会社東陽テクニカ 東京都中央区八重洲1-1-6
- 5 随意契約に係る契約金額

- 47,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
平成24年 3月27日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年 5月 3日政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 8号による。

辞 令

平成24年 5月27日付

塚 本 哲 夫

兵庫県公安委員会委員に任命する

人 事 委 員 会 告 示

兵庫県人事委員会告示第 4 号

平成 9 年兵庫県人事委員会告示第 1 号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正し、平成24年度以後に実施する職員採用試験について適用する。

平成24年 6月12日

兵庫県人事委員会
委員長 青 山 善 敬

表中

「

職員採用選考	同	上
--------	---	---

」

を

「

職員採用選考	第 1 次試験得点及び順位 第 2 次試験得点及び順位
--------	--------------------------------

」

に改める。

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 6月12日

契約担当者
兵庫県警察本部長 倉 田 潤

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量
男性警察官用冬合ワイシャツ 5,231着
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
平成24年 9月25日（火）
- (4) 納入場所
兵庫県警察本部長が指定する場所
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部装備課 担当 岡山
電話（078）341-7441 内線2333
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成24年6月12日（火）から同月26日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前10時から午後5時まで
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成24年7月25日（水）午後1時30分 兵庫県警察本部 4階入札室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年7月23日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年7月23日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類並びに説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、当該物品が説明書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を平成24年7月3日（火）までに提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件

- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年8月上旬）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効
- 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書の作成の要否
- 要作成
- (8) 落札者の決定方法
- 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (9) その他
- 詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the bid announcement

- (1) Person in charge:
Jun Kurata, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.
- (2) Products to be purchased:
5,231 male police officer spring autumn winter shirts
- (3) Delivery date:
September 25, 2012
- (4) Delivery place:
The designated place by Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.
- (5) Deadline for the application forms:
17:00 June 26, 2012
- (6) Deadline for bidding:
13:30 July 25, 2012
- (7) Secretariat:
Mr. Okayama, Equipment Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
Tel (078)341-7441 Ext 2333